

【補足】 施工パッケージ型積算方式標準単価表の見方

施工パッケージ型積算方式標準単価表（以下「単価表」という。）は施工パッケージ単位でとりまとめています。単価表に記載されている用語の定義は以下のとおりです。

■条件区分

施工パッケージ型積算基準に定められた、各施工パッケージの積算条件区分一覧における条件区分です。

■標準単価

各条件区分に対応した、東京地区（東京 17 区）における基準年月（令和 7 年度版の基準年月は令和 6 年 4 月）の施工単位当りの単価（円）です。この標準単価を基に地区や年月等の補正を行い「積算単価」を算出します。

■機労材構成比

標準単価に対する機械経費（K）、労務費（R）、材料費（Z）、市場単価（S）の金額構成比率です。

なお、K、R、Z は機械経費、労務費、材料費それぞれの合計金額構成比率であり、K1～K3、R1～R4、Z1～Z4、S は各代表的な規格の金額構成比率です。また、各合計金額構成比率（K、R、Z）は代表的な規格以外の金額も含むため、K1～K3、R1～R4、Z1～Z4 の合計が K、R、Z と一致しない場合があります。

■代表機労材規格

「機労材構成比」で代表的な規格の金額構成比率を示した機械経費、労務費、材料費、市場単価の具体的な規格名称です。ただし、コンクリートやアスファルト等の材料規格については、最も代表的な材料規格のみを示しています。

留意事項

（１）単価表には、補正に使用する機械経費、労務単価、材料単価は記載していません。

これらの単価等は土地改良事業等請負工事積算基準の定めにより下記のとおりとなります。

機械経費：土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

労務単価：公共工事設計労務単価

材料単価：設計材料単価

（２）施工パッケージ型積算基準に記載している「代表機労材規格一覧」は、機械経費、労務費、材料費、市場単価の代表的な組合せのみを記載している場合等があり、単価表の記載内容と一致しないことがあります。その場合は、単価表の記載内容を適用するものとします。